

薬発第1022号

平成元年11月17日

各都道府県知事 殿

厚生省薬務局長

麻薬を指定する政令の一部を改正
する政令の施行について（通知）

「麻薬を指定する政令の一部を改正する政令」が平成元年11月17日
政令第307号をもって別紙1のとおり公布されたので、下記について
御了知のうえ、関係方面に対する周知徹底について特段の御配慮を
お願いする。

薬発第1022号

平成元年11月17日

各地区麻薬取締官事務所（支所）長 殿

厚生省業務局長

麻薬を指定する政令の一部を改正
する政令の施行について（通知）

「麻薬を指定する政令の一部を改正する政令」が平成元年11月17日
政令第307号をもって別紙1のとおり公布されたので、下記について
御了知のうえ、関係方面に対する周知徹底について特段の御配慮を
お願いする。

記

1. 追加指定した麻薬の品目

次に掲げる品目を新たに麻薬に指定したこと。

- (1) アルファーメチル-3, 4-(メチレンジオキシ) フェネチルアミン及びその塩類
(別名 MDA)
- (2) 4-エチル-2, 5-ジメトキシ-アルファーメチルフェネチルアミン及びその塩類
(別名 DOP)
- (3) N, アルファージメチル-3, 4-(メチレンジオキシ) フェネチルアミン及びその塩類
(別名 MDMA)
- (4) N-エチル-1-フェニルシクロヘキシリルアミン及びその塩類
(別名 エチシクリジン)
- (5) 3-(2-(ジエチルアミノ)エチル) インドール及びその塩類
(別名 DET)
- (6) 3-(1, 2-ジメチルヘプチル)-7, 8, 9, 10-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-6H-ジベンゾ[b, d]ピラン-1-オール及びその塩類
(別名 DMHP)
- (7) 2, 5-ジメトキシ-4, アルファージメチルフェネチルアミン及びその塩類
(別名 DOM)

- (8) 2, 5-ジメトキシアルファーメチルフェネチルアミン及び
その塩類
(別名 DMA)
- (9) 1-(1-(2-チエニル)シクロヘキシル)ビペリジン及び
その塩類
(別名テノシクリジン)
- (10) 6a, 7, 8, 9-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-
3-ベンチル-6H-ジベンゾ[b, d]ピラン-1-オール及
びその塩類
(別名△10テトラヒドロカンナビノール)
- (11) 6a, 7, 8, 10a-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-3-ベンチル-6H-ジベンゾ[b, d]ピラン-1-オール
(分解反応以外の化学反応(大麻取締法(昭和23年法律第124号)第一条に規定する大麻草(次号において単に「大麻草」という。)及びその製品に含有されている6a, 7, 8, 10a-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-3-ベンチル-6H-ジベンゾ[b, d]ピラン-1-オールを精製するために必要なものを除く。)を起こさせることにより得られるものに限る。
)及びその塩類
(別名△9テトラヒドロカンナビノールであって化学的合成品であるもの)

- (12) 6a, 7, 10, 10a-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-3-ベンチル-6H-ジベンゾ(b, d)ピラン-1-オール（分解反応以外の化学反応（大麻草及びその製品に含有されている6a, 7, 10, 10a-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-3-ベンチル-6H-ジベンゾ(b, d)ピラン-1-オールを精製するために必要なものを除く。）を起こさせることにより得られるものに限る。）及びその塩類
(別名△8テトラヒドロカンナビノールであって化学的合成品であるもの)
- (13) 6a, 9, 10, 10a-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-3-ベンチル-6H-ジベンゾ(b, d)ピラン-1-オール及びその塩類
(別名△7テトラヒドロカンナビノール)
- (14) 7, 8, 9, 10-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-3-ベンチル-6H-ジベンゾ(b, d)ピラン-1-オール及びその塩類
(別名△6a(10a)テトラヒドロカンナビノール)
- (15) 8, 9, 10, 10a-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-3-ベンチル-6H-ジベンゾ(b, d)ピラン-1-オール及びその塩類
(別名△6a(7)テトラヒドロカンナビノール)
- (16) 3, 4, 5-トリメトキシアルファーメチルフェネチルアミン及びその塩類
(別名TMA)

- (17) 1-(1-フェニルシクロヘキシル) ピペリジン及びその塩類
(別名フェンシクリジン)
- (18) 1-(1-フェニルシクロヘキシル) ピロリジン及びその塩類
(別名ロリシクリジン)
- (19) 4-ブロモ-2, 5-ジメトキシアルファーメチルフェネチルアミン及びその塩類
(別名ブロランフェタミン)
- (20) 6a, 7, 8, 9, 10, 10a-ヘキサヒドロ-6, 6-ジメチル-9-メチレン-3-ベンツル-6H-ジベンゾ[b, d]ピラン-1-オール及びその塩類
(別名△9(11)テトラヒドロカンナビノール)
- (21) 3-ヘキシル-7, 8, 9, 10-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-6H-ジベンゾ[b, d]ピラン-1-オール及びその塩類
(別名パラヘキシル)
- (22) 4-メトキシアルファーメチルフェネチルアミン及びその塩類
(別名PMA)
- (23) 3-メトキシアルファーメチル-4, 5-(メチレンジオキシ)フェネチルアミン及びその塩類
(別名MMDA)

2. 追加指定の趣旨

1に掲げたアルファーメチル-3, 4-(メチレンジオキシ) フェネチルアミン等23物質(以下「MDA等」という。)は、諸外国における濫用状況等からみて我が国においても既に指定されている麻薬と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用のある物質であるため、麻薬に指定したものであること。

3. 施行期日

この政令は、平成元年12月17日から施行されるものであること。

4. 施行に伴う留意事項

(1) MDA等については、医療上の有用性は極めて低く、現在、我が国において医薬品としての輸入、製造及び販売は行われていない。一方、濫用された場合の有害性は極めて高い物質であるため、次の方針に基づき麻薬取締法による厳重な取締りを行うほか、適切な運用を図られたいこと。

ア. MDA等の製造は、麻薬研究者以外の者については認めない方針であること。

イ. MDA等の輸入は、麻薬研究者に譲渡する目的以外には認めない方針であること。

ウ. MDA等の輸出は、研究者に譲渡する目的以外には認めない方針であること。

エ. 麻薬施用者によるMDA等の所持及び施用は認めない方針で指導すること。

オ. 麻薬研究者が、MDA等を動物実験等の基礎研究を目的とし

て製造又は施用する場合を除き、MDA等の製造及び施用は認めない方針で指導すること。

(2) 研究用としてMDA等を所持する者については、麻薬取締法上の適切な運用を期するため、改正政令施行前にあらかじめ次の措置をとること。

- ア. 研究続行の意図のあるMDA等の所有者で麻薬研究者免許を取得している者については、麻薬指定後の記録、保管等の規制事項を指導し、管理不備に起因する事故が発生しないように努められたいこと。
- イ. 研究続行の意図のあるMDA等の所有者で麻薬研究者免許を取得していない者については、当該免許を取得させるとともに、アの指導をされたいこと。
- ウ. 研究続行の意図のないMDA等の所有者で、今後これらを必要としないものについては、所有権放棄の指導を行い、12月17日以降国庫帰属の措置をとるよう指導されたいこと。

(3) 1の(11)及び(12)は、 $\Delta 9$ テトラヒドロカンナビノール及び $\Delta 8$ テトラヒドロカンナビノールであって、化学的に合成されたものを麻薬に指定したものであり、大麻に含有されている $\Delta 9$ テトラヒドロカンナビノール及び $\Delta 8$ テトラヒドロカンナビノールを抽出精製したものは、大麻取締法の規制の対象となるものであること。

5. 期初在庫数量

麻薬取締法第49条の規定に基づく麻薬研究者の届書に記載する期初在庫数量は、平成元年12月17日現在の在庫数量を記載するよう指導されたいこと。

6. その他

(1) MDA等の構造式等は、別紙2のとおりであること。

(2) 今回麻薬に指定した23物質のうち22物質は、「1971年の向精神薬に関する条約」の付表Ⅰに分類されている物質であり、1物質(1-(1-フェニルヘキシルペペリジン))は同条約の付表Ⅱに分類されている物質であること。